


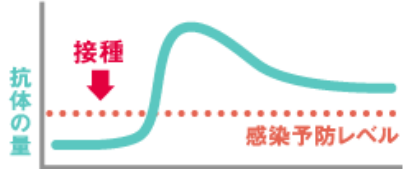

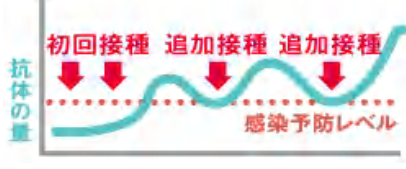
ワクチンの接種間隔の規定変更

2020年9月末までは、不活化ワクチンの接種後6日以上、生ワクチンの接種後27日以上の間隔をおこななければ、次のワクチン接種を受けることができないルールでした。しかし、①これまで接種間隔によりワクチンの安全性・有効性に影響が出るという報告がなかったこと、②2020年10月よりロタウイルスワクチンが乳幼児期の定期接種に加わることで決まり、接種機会が増えることを機にワクチン接種間隔が見直されることとなりました。

2020年10月1日より、異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルールが一部変更され、ルールを守れば、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、異なるワクチンの接種を受けることができるようになりました。概要について以下に記します。

ワクチンの特徴

ワクチンは、感染の原因となるウイルスや細菌をもとに作られています。成分の違いより、大きく「生ワクチン」「不活化ワクチン」「トキソイド」に分けられます。

	製造方法	接種回数と抗体の量	例
生ワクチン	<p>病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくしたものを原材料として作られる。</p> 	<p>毒性を弱められたウイルスや細菌が体内で増殖して免疫を高めていくので、接種の回数は少なく済む。十分な免疫ができるまでに約1ヶ月必要。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○麻疹・風疹混合ワクチン ○おたふくかぜワクチン ○水痘ワクチン ○BCG ワクチン ●ロタウイルスワクチン
不活化ワクチン	<p>病原体となるウイルスや細菌の感染する能力を失わせた(不活化、殺菌)ものを原材料として作られる。</p> 	<p>自然感染や生ワクチンに比べて生み出される免疫力が弱いため、1回の接種では十分ではなく、何回か追加接種が必要となる。接種回数はワクチンによって異なる。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒブワクチン ○小児用肺炎球菌ワクチン ○B型肝炎ワクチン ○日本脳炎ワクチン ○4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)ワクチン ○季節性インフルエンザワクチン
トキソイド	<p>病原体となる細菌が作る毒素だけを取り出し、毒性をなくして作られる。</p>	<p>不活化ワクチンと同じく、数回接種して免疫をつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○破傷風 ○ジフテリア

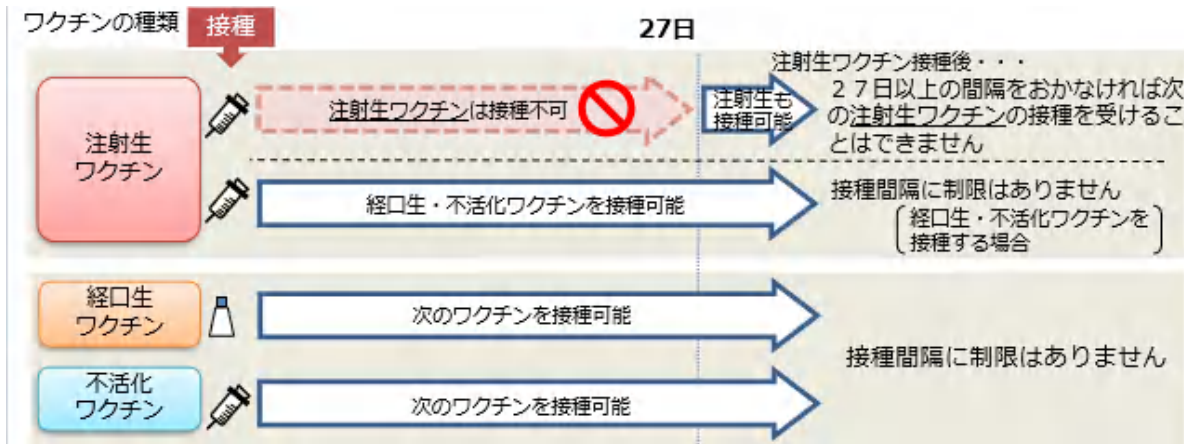
○：注射 ●：経口

ワクチンの接種間隔のルール

1. 異なる種類のワクチンを接種する際

- ・「注射生ワクチン」の接種後 27 日以上の間隔をおこななければ、「注射生ワクチン」の接種を受けることはできません（変更なし）。
- ・ それ以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、医師が認める場合、次のワクチンの接種を受けることができるようになりました。
- ・ 接種から数日間は、発熱や接種部位の腫脹（はれ）などが出る場合があります。ルール上接種が可能な期間であっても、必ず、発熱や、接種部位の腫脹（はれ）がないこと、体調が良いことを確認し、かかりつけ医に相談の上、接種を受けてください。

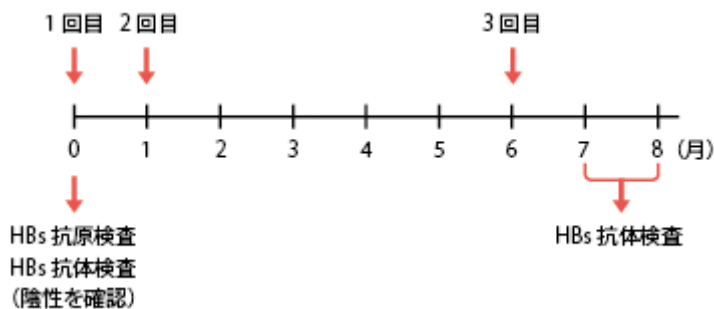
※これまで通り、医師が必要と認めた場合、同時接種を行うことができます。



2. 同じ種類のワクチンを複数回受ける際

同じ種類のワクチンを複数回受ける場合、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります。

例：B型肝炎ワクチン



この規定変更により、MR(麻疹・風疹)ワクチンの翌日にインフルエンザワクチンを接種する等ができるようになり、予防接種のスケジュールが組みやすくなったと思われます。しかし、以前のルールが変更となったからこそ、より慎重に計画的に投与されるべきと考えます。

参考文献：田辺三菱製薬 ワクチン.net (<https://www.wakuchin.net/>)

厚生労働省 ワクチンの接種間隔の規定変更に関するお知らせ

日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版